



使いやすくなりました！  
【米原市独自】  
☞ 所得制限の撤廃  
☞ 住宅購入に限り、  
婚姻期間の延長  
【拡充】  
☞ 補助対象の拡充  
(賃料・引越し費用)

令和6年度

## 結婚新生活支援事業

新たな生活を始める新婚夫婦の住居費や引越し費用の一部をサポートします。

申請期間

2024.4.1 ~ 2025.2.28

予算がなくなり次第、受付を終了いたします。

申請後、3年以内に米原市外へ転出された場合、補助金を返還いただく場合があります。

### 対象となる費用

婚姻に伴う**住宅取得費用**、**住宅賃借費用**、**引越し費用**(賃借住宅への引越しに限る。)  
(令和6年4月1日から令和7年2月28日までに支払った費用)

### 補助上限額

年齢は、婚姻日における年齢

区分	購入(新築、中古)等	賃料、引越し費用
夫婦ともに29歳以下	60万円	24万円
夫婦ともに39歳以下	30万円	12万円

### 対象となる世帯

- 新規に婚姻した世帯(令和6年1月1日以降に婚姻)であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 住宅購入に限り、令和元年4月1日以降に婚姻した夫婦も対象**  
その他諸条件があります。詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

市公式ウェブサイト



### 申請先・お問合せ先

米原市 暮らし支援部 子育て支援課(本庁舎2階)

〒521-8501 米原市米原1016番地

: 0749-53-5131 ☎: 0749-53-5128 ✉: kosodate@city.maibara.lg.jp

婚姻日が令和6年1月1日以降で、婚姻日の年齢が夫婦とも39歳以下である。 その他諸条件あり。

No

婚姻日が令和元年4月1日以降で、住宅取得日の年齢が夫婦とも39歳以下である。

Yes

No

**住宅購入補助の対象**  
住宅取得日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

**補助対象外**です。

Yes

No

補助金額

**60万円**

補助金額

**30万円**

Yes

No

住宅を？

建てた  
買った

**住宅購入補助の対象**  
婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

借りた  
引越した

**住宅賃借補助の対象**  
婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

Yes

補助金額

**24万円**

No

補助金額

**12万円**

補助金額は、  
限度額です。